

埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月6日

埼玉県公安委員会委員長 佐藤久仁恵

埼玉県公安委員会規則第1号

埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則

埼玉県警察組織規則（昭和50年埼玉県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第4条の2第7号中「保護」を「開示請求等事務」に改める。

第12条第8号中「企画・国際調整室」を「企画調整室」に改め、同条第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 国際調整室に関すること。

第14条第5号中「現任教養推進室」を「教養推進室」に改める。

第15条第5号中「健康管理指導室」を「健康安全管理指導室」に改める。

第22条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を削り、第9号を第7号とし、第10号から第12号までを2号ずつ繰り上げる。

第27条第6号中「指名手配被疑者の追跡捜査を含む。」を「捜査支援課の所掌に属するものを除く。」に改める。

第28条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 指名手配被疑者の追跡捜査に関すること。

第34条を次のように改める。

（組織犯罪対策総務課）

第34条 組織犯罪対策総務課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 組織犯罪（匿名・流動型犯罪グループを含む。）の取締りに関する企画、管理、指導及び調整に関すること。

(2) 匿名・流動型犯罪グループに係る犯罪の捜査に関すること。

(3) 組対・匿流情報分析室に関すること。

第46条第1項を次のように改める。

（警備部の分課）

第46条 警備部に、次の6課及び1隊を置く。

警備総務課

公安第一課

公安第二課

警備第一課

警備第二課

外事課

機動隊

第49条を削り、第48条を第49条とする。

第47条中第1号を削り、第2号中「こと（）」の次に「警備総務課、」を加え、「公安第三課」を削り、同号を同条第1号とし、同条第3号中「こと（）」の次に「警備総務課、」を加え、「公安第三課」を削り、同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とし、同条第5号から第11号までを削り、同条を第48条とし、第46条の次に次の1条を加える。

（警備総務課）

第47条 警備総務課については、次の事務をつかさどる。

- (1) 警備警察の運営に関する企画及び調査に関すること。
- (2) 警備警察に関する資料の整備及び保存に関すること。
- (3) ローン・オフエンダー等対策に関すること。
- (4) サイバー攻撃に関する警備情報及び警備犯罪の取締りに関すること。
- (5) 警備指導室に関すること。
- (6) 部内の公文書類の審査に関すること。
- (7) 部内の連絡調整に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の課及び隊の所掌に属しないこと。

第50条の見出し中「警備課」を「警備第一課」に改め、同条各号列記以外の部分中「警備課」を「警備第一課」に改め、同条第2号中「地域総務課及び危機管理課」を「鉄道警察隊及び警備第二課」に改め、同条第9号を削る。

第50条の2の見出し中「危機管理課」を「警備第二課」に改め、同条各号列記以外の部分中「危機管理課」を「警備第二課」に改め、同条第1号中「警備課」を「警備第一課」に改め、同条第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 航空隊に関すること。

第54条第2項中「情報通信技術に係る情報セキュリティ対策及び指導に関する」を「次の」

に改め、次の各号を加える。

- (1) 情報通信技術に係る情報セキュリティ対策及び指導に関すること。
- (2) 個人情報の保護に関すること（文書課の所掌に属するものを除く。）。

第57条の見出し並びに同条第1項及び第2項中「企画・国際調整室」を「企画調整室」に改める。

第57条の9を第57条の10とし、第57条の5から第57条の8までを1条ずつ繰り下げる。

第57条の4の見出し並びに同条第1項及び第2項中「健康管理指導室」を「健康安全管理指導室」に改め、同条第2項第2号の次に次の1号を加え、同条を第57条の5とする。

- (3) 職員の健康安全管理対策に関すること。

第57条の3の見出し及び同条第1項中「現任教養推進室」を「教養推進室」に改め、同条第2項中「現任教養推進室」を「教養推進室」に改め、「現任の」を削除し、同条を57条の4とする。

第57条の2を第57条の3とし、第57条の次に次の1条を加える。

（国際調整室）

第57条の2 警務課に国際調整室を附置する。

2 国際調整室においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 国際関連施策の総合的企画、調査及び調整に関すること。
- (2) 国際交流事務に係る企画及び調整に関すること。

第60条の5を第60条の6とし、第60条の4を第60条の5とし、第60条の3を第60条の4とし、第60条の2の次に次の1条を加える。

（組対・匿流情報分析室）

第60条の3 組織犯罪対策総務課に、組対・匿流情報分析室を附置する。

2 組対・匿流情報分析室においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 組織犯罪（匿名・流動型犯罪グループを含む。）に係る情報の収集、分析及び資料の整備に関すること。
- (2) 組織犯罪（匿名・流動型犯罪グループを含む。）に係る犯罪インフラ対策（犯行ツール対策を含む。）に関すること。
- (3) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号）に関すること。

(4) 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）に規定する調査等及び疑わしい取引に関する情報に係る犯罪の取締りに関すること。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団の指定に関すること。

第63条の3第1項中「警備課」を「警備第二課」に改め、同条を第63条の4とし、第63条の2を第63条の3とし、第63条の次に次の1条を加える。

（警備指導室）

第63条の2 警備総務課に、警備指導室を附置する。

2 警備指導室においては、次の事務をつかさどる。

(1) 警備警察の運営・管理に係る指導に関すること。

(2) 警備警察の犯罪捜査に係る指導に関すること。

(3) 警備警察の公判対応に関すること。

第74条を削除し、第73条を第74条とし、第72条を第73条とする。

第71条第1項中「置く」を「置くことができる」に改め、同条を第72条とし、第70条を第71条とし、第69条の次に次の1条を加える。

（企画調整官）

第70条 警務部に企画調整官を置く。

2 企画調整官は、警視正又は警視の階級にある警察官をもってあてる。

3 企画調整官は、上司の命を受け、警察運営一般に関する総合的企画、調査及び調整その他特命事項に関する事務に関することを総括整理し、部下の職員を指揮監督する。

第71条の次に次の1条を加える。

（訟務官）

第71条の2 警務部に訟務官を置く。

2 訟務官は警視正若しくは警視の階級にある警察官又はこれと同等の職にある事務職員をもってあてる。

3 訟務官は、上司の命を受け、訟務に関する事務を総括整理し、部下の職員を指揮監督する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。